

## ⇨ 合併に伴う役員給与の増額

**Q** : 当社はこのたび、関連会社Aを吸収合併します。当社には、A社の役員を兼務する役員Bがありますが、合併後はA社で支給されていた給与の額と同額を増額して支給するつもりです。この給与はどのように取り扱われますか？

**A** : 職務内容に変更がない場合は、定期給与として取り扱われ、損金に算入することができます。

### 【解説】

役員に対して支給する定期給与の増額改定は、その改定が会計期間3月経過日までに行われたものであるときを除き、その給与は定期同額給与にならず、損金算入することは認められません。

このことから、これに該当しない合併に伴う給与改定は、定期同額給与に該当しないのではと思われるかもしれません。

しかしながら、合併に伴って合併法人が被合併法人の事業その他の権利義務を包括的に承継し、役員は被合併法人の職務を合併法人において引き継ぎ、給与は被合併法人で支給されていた額と同額を支給するというような場合は、A社においてBに支給していた定期同額給与を合併後も継続して支給しているにすぎないと考えることができます。したがって、合併前後において、実質的に、その役員の職務内容に変更がなく、また、その職務に対する給与の額が変更されていない場合は、定期同額給与として取り扱うことが認められています。

